

散るな、崩れるな、冷えるな！

原告 深沢 忠（市芦分会）

「正直なところこの闘いはね、そう生やさしいもんじゃないわけです。ねばり強くね、頑張っていかなないとだめだと思うんです。そのためにもうちょっと若い人の方がいいと思ったんですけれども」と言いながらも、「市立芦屋高校の先生方のあの手記を読んだり、総会準備会での発言をお聞きしたり、また、卒業生の叫び、手記、そういうのをお聞きしたり、保護者の方のお話をうかがったり手記を読ませていただいたりしてですね、やっぱりこれは引き受けなければあかんという気持ちになった」と、玉本先生は六八歳で救援会の会長を引き受けて下さった。「やっぱり六八歳という年齢は戦争をくぐり抜けてきたという年齢です。あの思まわしい戦争時分の、その時の悔しさというものの、子どもに誤った教育をしてきたことのすまなさ、あの学童集団疎開の最中にととう一人の子どもを栄養失調で餓死させてしまったというその情けなさはね、本当に一生消えることはないわけです。」歴史を霧散させることのなく背負い続けた玉本先生は、夜間中学にこだ

わり、解放教育運動、障害児・者の運動に係わり続けてこられた。だからこそ、市芦高校の解放教育への弾圧に怒り、「本道の民主主義教育を守る闘い」の必要性を痛切に感じておられた。（一九八六年二月六日、市芦救援会第一回総会）市芦高校を「正常化」してマンションが高く売れるようにすると公言した松本教育長が押し進める「教育改革」に対して、「芦屋市は文化都市を自称するが、三三名の生徒を定員の枠内で切り捨てるのが文化でしょうか。地価をあげるために弱いもの、貧しいものを切り捨てるのが文化なのでしょうか」と批判し、市芦反弾圧闘争は「真実と正義を浸透させるための闘い」と言い切った。（一九八八年九月二日、反弾圧闘争二周年第二回総会）

「一九七六年、神戸市同教会長に就任した年に全同教大会が兵庫県で開催された。兵庫県だけが一文の金も出さなかった。教育長が替わり、教育行政が大きく反転した年だった。強制配転、職員会議の解体、校長の専制による学校運営が荒れ狂った。僕の知っているその最もひどく、最後の弾圧が市芦弾圧です。」（一九九〇年九月第四回総会）とご自身評された、「最もひどい最後の弾圧」の中に私たちとともに身を置き、文字通り死ぬまで闘い続けたのが玉本先生だった。玉本先生が全同教兵庫大会

（一九七六年）の役員として活躍されていた頃、私はまだ駆け出し四年目の若輩教師だった。生意気にも進路保障分科会（だったと思う）の世話係として分科会場に毎日張り付き、混乱しかかった分科会を落ち着かせる役目を負って、「教育実践」と称して生徒の話をおたおたしながら話していた。そんな未熟で若かった教師と大先輩である玉本先生とが、それから一〇年後の市芦反弾圧闘争の中で、被処分者と救援会会長という形で出会うことになった。以来一四年間にわたってお付き合いいただいたことになる。

一九九九年四月、麻田先生に続いて鈴木・吉岡・長瀬の三先生が市芦復帰を果たした。その復帰報告集会で、玉本先生は復帰の喜びとともに判決を前にした心境を、「僕は一日も欠席せず、最前列で傍聴し続けた。僕の願望はこれまでの誠実な記録に即して、判決がこの市芦高校の教師たちの教育に対する熱意は何が正しかったのかを答えるものであってほしい。川向先生の意見書の中から、教育とは何かを汲み取って欲しい」と話された。軽四輪の車を駆って公平委員会審理に駆けつけて下さった玉本先生もこのときすでに八〇歳を超えておられ、車の運転も放棄、「えんぴつの家」も引退され、体調も崩されており、いすに座ったままではあったが、口調には依然熱い

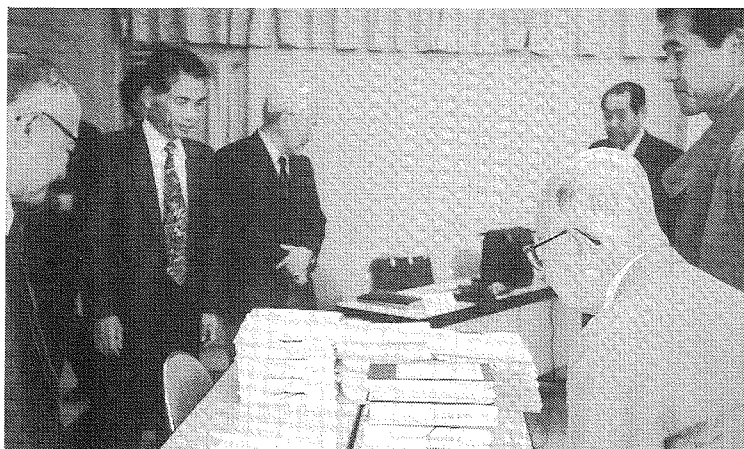
ものがあつた。

一九九九年六月二四日、結審直後の神戸地方裁判所正門前で小さな集会が持たれた。「私は命をかけて判決を見届けたい」「冗談ではなく、私は後どれくらい生きていくかわからない。生きて判決を聞けるかどうか、本当に命がけの傍聴なんです」と小川正巳先生（市芦闘争を支援する会長）が話された。玉本先生は小川先生のすぐ隣でその話を聞いておられた。

一九九九年九月三〇日に勝利判決が出た。玉本先生はいつものように傍聴席の最前列でこの判決を聞いておられた。裁判長が読み上げた判決内容はすぐには理解できないものであった。そのあと裁判所の庭の片隅で持たれた小集会で、弁護士からの「転任処分全面勝利、不当労働行為も認定」の解説を受け、誰よりもこの勝利判決を喜んで下さった。

翌々日の一〇月二日、「勝利判決報告・決起集会」で玉本先生は会長として演壇に立たれ、集会参加者に最後となる挨拶をされた。

「目が白内障になっていて読みにくくなったんやけども最終意見陳述を読みながら涙が止まらなかった。これはどうしても言わないかと。『原告石橋、同小川、同滝山、同森村、同深沢はまだその無念を宙づりにされたままです。この無念さは、子ど



公平委員会結審の日、みんなの先頭に立って「公正裁決を求める5万人署名」を提出する玉本先生（1996.10.29）

もたちと出会うことでしか晴らしようがないものです。処分の取消による学校現場への復帰以外癒されません。『本道に涙が出てきて、何べんも読みました。』こう話された玉本先生は、古い新聞を手にとっていた。本の整理をしていて出てきたものらしい。兵庫県文化人「発言と行動」という新聞の第一号だった。古新聞を手にして、その新聞に関わって書かれた一つの詩

を引用された。

時々刻々 竹中 郁

碗の中なのコーヒーが冷えてゆく
地球が冷えていく

刻々 花が散り
富士の大沢は崩れおち

しかるにわれら人間は
散らない 崩れない 冷えない

刻々 目とはとらえる
刻々 手はつくる
刻々 軀は生む

この詩は、玉本先生の生き方を語ると同時に、私たちへの遺言となった。

戦争中に体に刻み込まれた悔しさを始点とした闘いの長い道のりを、一貫した解放教育へのこだわりと弾圧に対する怒りで埋め、玉本先生は驚くほどの純情さで生き抜いてこられた。

私たちが玉本先生とともに勝ち取った勝利判決は、お世話になった玉本先生への手

向けの花となつただろうか。未だに市芦高校から排除されたままの五人（石橋、森村、小川、滝山、深沢）を最後まで気遣いながら、そして復帰二年で退職しなければならぬ二人（鈴木、吉岡）の悔しさを思いながら、玉本先生は逝つてしまわれた。審理廷と公判廷の傍聴席の最前列に座り続けられた玉本先生の姿を脳裏に焼き付けている私たちが闘いの意志を放棄することはありません。

先生、本当にお世話になりました。ご冥福をお祈りします。

「わだかまりの 結び目をときほぐす」

原告 滝山 昌彦（市芦分会）

一九八六年二月六日、四百名近い会員の総意をもって市芦救援会の結成総会が開かれました。

玉本先生は「あの軍国主義、国家主義、独裁主義の中であつたことは何なのか。恐ろしい権力社会であり、今、この芦屋でやられていることが、どんなにムチャクチャな権力による弾圧であり横暴であるかというのを考えたなら、私は慄然とした気持ちになります。一体この国はどうなつていく

んかということを考えたなら、この歳になつて死ぬに死にきれない」と、六八歳にしてなお新鮮な「怒り」を胸に救援会会長就任の挨拶を力強くなされました。

さらに「民主主義の教育は、全ての子どもを大事にする教育なんです。切り捨てろというようなことを権力によって押しつけてくることは絶対に許せないわけです。それは民主主義の破壊であります。再びあのいまわしい国家主義・独裁主義の方向に走つていくのではないかという恐れをもちます。そのためにも、私たちの力を結集し断固としてこの横暴をはね返していこうではありませんか」と力強く呼びかけられました。

それから一三年間、先生は、芦屋市公平委員会審理、公判を毎回最前列で傍聴され、集会ではいつも「最近腹の立つことが多いんですわ」と「筋の通らぬこと」への「怒り」を常に持ちつづけ持続した闘いを訴え続けてこられました。

先生のこの変わらぬ姿勢に私達原告もただけ励まされてきたかわかりません。この長期の闘いを支えていただいた多くの皆さんの先頭にいつも先生の姿があつたといえます。本当にありがとうございます。

玉本先生の「怒り」「批判精神」について、救援会通信で一度紹介したことがありました。

「僕たちは、暗雲の渦巻きの真只中に置かれていたのである。だから必然、現実に即した詩を書くことになるし、また書かねばならぬ筈である。・・・」

玉本先生が参加されていた鯖同盟の同人誌「鯖」一〇号（一九五二年）の中の一文です。それから四〇年後の一九九二年に通信で紹介した頃、先生は交通事故による闘病生活を終えられて詩集を出されていました。その扉をあけると「わたしはわたし自身のために詩を書いていることに今ごろやっと気づき始めた」という一文が目に入り、私の強制配転先にあつた古い資料の中に先生の同人誌があつたことを思い出して書いたものです。

戦前の「生活綴り方運動」から受け継いだ、生徒の現実生活に根ざした「一枚文集」をはじめられたのが一九五二年頃であり、その後も先生の詩に対する姿勢は言葉だけにとどまるものではありませんでした。

八〇歳を超え、体調を崩されてからも、欠かさず公判、集会に参加され、支援する会の小川会長とともにまさしく「命をかけた闘い」を続けてこられました。

今年の四月二十六日、玉本先生は旅立って行かれましたが、昨年九月の神戸地裁勝利判決を何よりも喜んでいただくことができました。玉本先生、本当にありがとうございます。

いました。

もつれたひもでがんじがらめに縛られた思いをひとつひとつ解きほぐしすべての人間を大切にしてきた歴史のよりを戻してはなりませんね（「今」から）

先生の怒りを闘いの支えに

原告 小川 文夫（市芦分会）

玉本先生の計報を聞き、昨年、神戸地裁で勝利判決勝ち取ったことを心から喜んでいただいたことを一番に思い起こしました。

一〇〇号になる市芦救援会通信を取り出し、その時々先生の話と写真を見なおしました。通信第一号の救援会結成総会の写真と一〇〇号の勝利判決集会での先生の写真とを眺め、改めて月日の流れ、この裁判の長さを感じました。同時に先生にはいつも私たちの闘いの先頭に立ち、励まし支えつづけてきていただいたことに改めて感謝しました。

「今、この芦屋でやられていることが、どんなにむちゃくちゃな権力による弾圧であり横暴であるかということ考えたなら、私は慄然とした気持ちになります。こんなこと

でいいんだろうか。むちゃくちゃやないですか。一体教育はどうなつていくんだろうか。先ほど少し出しましたが一体この国はどうなつていくんかということを考えたなら、この歳になつて死ぬに死ね切れない。そういうことをつくづく思うわけです。」先生の救援会結成総会のあいさつです。私たち以上に芦屋市教委の権力弾圧に怒り、私たちの闘いの先頭に立ってくださいました。先生の怒りは私たちの闘いの支えでした。

芦屋市教委の不正義をただし、教育とは何かを熱く語られていたその姿と言葉にどれほど励まされ勇気付けられてきたか計り知れません。「最近、腹が立つて、腹が立つて仕方がない」というのが集会などでの先生のあいさつの枕言葉でした。今の政治、教育のあり方にいつも異議を唱え、教育について熱く語られていた姿勢にいつも背筋を正されていました。

昨年ぐらいいからだったでしょうか、少し体力も衰えられてきたのか、あのえんぴつの家の軽四輪の運転も止められ、電車で裁判の傍聴にこられるようになりました。「周りのものが車はもう運転するな言うてうるさいんや」と苦笑されていました。

「無理をなさらないでください」と言ってもまったく取り合っていないだけませんでした。そんなこともあり、裁判の日、また集会のときなど私が送り迎えをするようになって

りました。車内での何でもない話のときいつも「あんたがたも早く学校に帰れたらええのになあ」としみじみ言われ、励ましていただけていました。

これから始まろうとする私たちの大阪高裁の裁判に鳥打帽をかぶり、穏やかな笑顔を浮かべたあの姿を見られないと思うと寂しいことですが、いつのときも傍聴席の最前列に座り私たちの戦いを見守ってくださいました先生の姿を忘れずにいます。

玉本先生、一四年間本当にお世話になりました。安らかに眠りください。



鈴木・吉岡両先生の市芦高校復帰報告・激励会（一九九四・四・一〇）
体調を崩されていたにもかかわらず会に参加された。椅子に坐ったまま挨拶をされる玉本格先生（右隣は小川正巳先生）

「この姿勢をわすれず」

原告 石 橋 幹 夫 (市芦分会)

玉本先生には公平委員会の審理ではいつも傍聴席の最前列で欠かすことなく静かに見守っていただきました。そして、その後の総括集会では、ハンチングをかぶられて挨拶をしておられる姿が思い出されます。この市芦の闘争も玉本先生に支えられ、さらに玉本先生を支える多くの方々にも支援されて、この一三年間余も続けられてきたのだと、今改めて思っています。

一九八六年松本壽男教育長のもと、弾圧を受けた市芦の教育の中味は、玉本先生が四一年にわたって神戸で実践されてきた教育活動に継続するものでありました。だからこそ、我が事のように思われ、市芦救援会の会長も引き受けて頂けたのかと思っています。

そして、その甲斐もあり、一九九九年九月三〇日神戸地裁において完全勝利判決を勝ち取ることが出来ました。有り難う御座いました。

深澤・河村さんの一ヶ月停職処分と、鈴木さんの学期途中の強制配転から一三年余、私も含めて六人の強制配転から一二

年、神戸地裁へ提訴から四年六ヶ月を経たものです。やっぱり長い、長い闘いになりました。

この長期間にわたる私たち原告、弁護団の闘いができましたのも、玉本先生をはじめとして会員皆様方の暖かいご支援、励ましがあつたおかげかと思っております。

しかし、芦屋市教育委員会は神戸地裁で厳しく指弾されたにも関わらず、臆面もなく即日大阪高裁へ上告しました。芦屋市教育委員会は十分その成果は取ったのだから、私たちを戻すという意志を示してもよかつたが、そうはしませんでした。本当に腹立たしい限りです。

そして、今年の四月、下に残された五人はやはり市芦へ戻ることが出来ませんでした。

それならば、私たちは上級審においても、必ず完全勝利するまで、徹底的に闘う決意をしています。

玉本先生は、退職後、「えんぴつの家」の活動のため必要とのことで、車の免許を取られ、(私自身、退職した後、そんな気が残っているのか考えられませんが)私たちの公平委員会の審理廷の傍聴にも、みずから車を運転してこられていました。そんな先生の「元氣さ」と、さらに、「民主主義の教育はすべての子どもを大事にする教育です。切り捨てるといふようなことを

権力によって押しつけてくることは絶対に許せない」と、そんな教育に対する揺るぎない姿勢を常に私たち市芦救援会の会員に示し続けてこられました。

このような玉本先生の「バイタリテイ」をもらい、そして、教育に対する真摯な姿勢を受け継いで、これからも続くであろうの長い闘いを真の勝利の日まで闘い抜きたいと思っています。有り難う御座います。

玉本先生のご冥福をお祈り申し上げます。

消してはならぬ

「たたかい」の火

原告 森 村 啓 一 (市芦分会)

四月二七日、一時より兵庫ベルコ会館で行われた玉本さんの葬儀には、迫害されている人の側におきつづけた玉本さんのつきあいの広さを物語るたくさんの方の参列者で一杯だった。会場には自作のCDが流れており、私には今ここで本人が朗読しているかのように思われたが、祭壇に飾られた遺影が玉本さんの死が事実であることを厳然と示していた。享年八二歳。玉本さんが六八歳で市芦救援会の会長をひきうけて

下さった時から、今日までにもう一四年も経ったのか！

振り返れば、この一四年間に公平委員会審理後の集会や市芦救援会総会などの折に触れ、玉本さんの教育にける想いの一端に触れさせていただいたように思う。集会ではいつも「僕、今の世に腹立つとんです」という出だしで話されたが、内容は「教育とは何か」ということを私たちに熱く語られていた。

先生 (小学校三年生)

先生は よその人だ

ほんとに

こどもがすきだから

先生をやっているのか

お金をもうけるために

しかたなくやっているのか

わたしは

それが いちばんしりたい。

そのつど、そこにはこの小学校三年生の詩を座右の銘としてこられた玉本さんの教育者としての変わらぬ姿があった。

しかし反面、詩人としての玉本さん、「たたかう」人としての玉本さんの姿も忘れてはなるまい。

一九九九年四月、自宅療養中の玉本さん

を見舞いがてら、鈴木先生たちが現場復帰できた報告に寄せていただいたのは、遺作となった「詩集 種をまく人」が出版された直後のことであつた。その時、玉本さんが私たちに話されたことはこの「詩集 種をまく人」にちりばめられている。この詩集におさめられた「つぶやき」という詩の一節から

最近「戦い」でもない「闘い」でもない
もうひとつの消してはならぬ「たたかい」の火から

目を逸らそうとしてはいいないか

たたかわぬ政党 たたかわぬ労働組合

たたかわぬ政治家たち

たたかわぬ労働者たち

何が真理か 何が正義か

目先のわが身だけに目がくらんで

やさしさと生き抜くことと反差別の

「たたかい」をわすれていないか

「たたかい」というコトバがいやなら

「行動する」と置きかえてもよい

今も玉本さんは私に語りかける。

写真

上 一九八七・三・三一「強制配転」「定員内

三三名切り捨て」に対する怒りを表明し、

六名を激励する玉本先生
下 一九九六・四・一四市芦復帰の麻田先生を
激励して乾杯する玉本先生



生き方が玉本先生を 大きく見せていた

原告 麻田利子（市芦分会）

突然の訃報に非常に驚いています。私事ですが、救援会にお世話になった頃、三〇代だった私もすでに五〇歳に手が届こうとしています。また、あの時一歳だった末っ子も中学三年生になりました。本

当に長い戦いです。この間、玉本先生には一方ならぬお世話になりました。本当に有り難うございました。（過去形を使うのはホントに淋しいです。）

最初お会いした時、「身長割に大きく見える方だなあ」と言う印象でした。なんでもやろいつも思っていました。嫌みのない自然体、それに何よりも姿勢がいい。体育でいうところの理想の姿勢です。これが、先生の生き方から来ているのだと分かったのは、暫くたってからでした。それから一四年、晩年も変わりなく私には大きく見えました。

玉本先生のようにはとても私にはできませんので、せめて背筋を伸ばし、胸を張ってカラ元気でも前を向いて踏ん張りたいと思います。これから見守っていてください。

オヤスミナサイ

さい。

れからもヘタレの私を見守っていてくだ

玉本 格先生 略歴

1918年 広島に生れる
1936年 兵庫県師範学校卒業
1965年 神戸市立丸山中学校西野分校訪問教師
1967年 神戸市立丸山中学校校長
1971年 神戸市教育委員会同和教育主幹
1974年 神戸市立青陽東養護学校校長
1976年 神戸市同教会長、全同教兵庫大会
1978年 同校退職
1979年 子ども教育相談センター開設
1983年 「えんぴつの家」設立
1986年 市芦救援会会長
1989年 「えんぴつの家」法人化
1999年 （市芦高校裁判で神戸地裁勝利判決）

はだかで
じぶんのことでは ないけれど
じぶんのことだと 気がついて
はだかで
とびこんでいくたびに
何とかなってきた この人生
じぶんのことでは ないけれど
やがて じぶんのことだと気づくので
わたしは これからもこれでいく

「詩集 おれいもうしのこしあげたきこと」より

8月24日大阪高裁公判闘争開始

被告市教委により引き延ばされていた上告審がいよいよスタートです。私たち原告一同、玉本先生の意思に恥じぬ闘いを続行します。

これまで以上にご支援いただきますようお願いいたします。

場所：大阪高等裁判所別館74号法廷（裁判所の東寄り、簡易裁判所と同居）

時間：13時15分より

交通：JR東西線「北新地」より東やや南へ徒歩15分

JR東西線「大阪天満宮」より西やや南へ徒歩15分

阪急・阪神「梅田」より南東へ徒歩20分

（御堂筋よりやや東、国道1号線よりやや南、堂島川すぐ北）

救援会ホームページを見て投稿を！ <http://homepage1.nifty.com/i-kyuenkai/>